

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題） 第一次移送(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43779

立法院要請決議

秘密標記 (赤色)

アメリカ局長 了
参事官 了
北米第一課長 了

() 第 370 号
昭和 45 年 12 月 26 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所
在 高瀬 代



(件名)
立法院決議テキスト送付

引用公・電信
日付・番号 12月25日付往電オク34号

標記テキスト下記の通り各ノ部別添送付す

記

- 1. 毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議 (決議オク5号&M'オク4号)
- 2. 米軍人・軍属による犯罪に対する捜査権AM

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

別添(3)(4)(5)(6)件
人権問題(米軍犯罪)に付離
収録 在外公館

GA-3-1

2

裁判権の民移管に関する要請決議 (決議
オク5号&M'オク4号)

3. 固頭村実弾射撃演習場設置に関する反社

決議 (決議オク5号&M'オク6号)

有地事務官 係

沖繩主任信電ヒク

GA-4

外務省

要処理
首席参事官
南方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力
務



4/12/16

菅野 浩一 (課長)

1/17 急

環境政府

毒ガス撤去対策本部 (本部長 尾花 正徳)

委員 東洲 圭徳 局長

事務局 上里 昭夫 対策室長

陳情の目的

毒ガス撤去対策本部の炭酸ガス

について

陳情先

総理府、外務省、防衛省、科学技術省

厚生省、学術振興会等

その他 関係団体

経 防衛庁にて

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

決議第一号

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、沖縄の毒ガス兵器を即時完全撤去するよう、再度院議をもって要求してきた。今回、米軍当局により一万三千トンの毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかにされ、そのうちわずか百五十トンのマスタードガスが近く撤去されると発表された。

米本国においてさえ反対されている毒ガス兵器を県民の知らない間にかくも多量沖縄に持ち込み長年貯蔵してきた事実に対し、県民はいまさらながら強い憤りと生命の危険を感じている。

毒ガス撤去については、もはや論議の余地はなく、人類の生存にかかわる重大な問題である。いかなる理由があるにせよ、その撤去が一九七二年初めまでといわず、即時撤去するよう強く要求する。

よって、琉球政府立法院は、沖縄県民の総意に基づき、毒ガス兵器の撤去遅延に対し、再度嚴重に抗議し、県民の生命と財産の安全を保障するため、次の事項を直ちに実施し、同兵器を即時完全撤去するよう院議をもって要求する。

- 一 毒ガス一万三千トンの移送計画の全容、安全基準を明示すること。
 - 二 百五十トンのマスタードガスの撤去時期を明確にすること。
 - 三 毒ガス撤去にあたって日本の専門家を立ち会わせること。
- 右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

決議第二号

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。
右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、沖縄の毒ガス兵器を即時完全撤去するよう、再度院議をもって要求してきた。今回、米軍当局により一万三千トンの毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかにされ、そのうちわずか百五十トンのマスタードガスが近く撤去されると発表された。

米本国においてさえ反対されている毒ガス兵器を県民の知らない間にかくも多量沖縄に持ち込み長年貯蔵してきた事実に対し、県民はいまさらながら強い憤りと生命の危険を感じている。

毒ガス撤去については、もはや論議の余地はなく、人類の生存にかかわる重大な問題である。いかなる理由があるにせよ、その撤去が一九七二年初めまでといわず、即時撤去するよう強く要求する。

よって、琉球政府立法院は、沖縄県民の総意に基づき、毒ガス兵器の撤去遅延に対し、再度嚴重に抗議し、県民の生命と財産の安全を保障するため、次の事項を直ちに実施し、同兵器を即時完全撤去するよう院議をもって要求する。

- 一 毒ガス一万三千トンの移送計画の全容、安全基準を明示すること。
 - 二 百五十トンのマスタードガスの撤去時期を明確にすること。
 - 三 毒ガス撤去にあたって日本の専門家を立ち会わせること。
- 右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院